

真の地方分権の推進を求める意見書

改正地方自治法第1条の2に掲げられた、自己責任の下、「地方公共団体が自己の自主性及び自立性を十分に発揮する」理念は、正にこれからの国と地方のあるべき姿を表すものであります。

この理念に基づき、郡上市は、自立した自治体創出と地域創生への理想を掲げ、行財政基盤を強化すべく、平成16年3月1日、町村合併による市制を施行しました。

特に、合併に際しては、財政基盤が極めて脆弱で自主財源に乏しい本市にとって、政府の合併支援プランに基づく、地方交付税の算定特例による合併前水準の維持や補助制度等々の財政支援措置は、「新市建設計画」の重要な財源と位置付けています。

しかし、この政府保証とも言える財政支援措置と、この度全体像が示されました三位一体改革の実態との乖離は、合併3年目を迎えたばかりの本市において、既に今後の行財政運営の見通しが立たない状況にあるなど、もはや黙過できない現状にあります。加えて、今後の地方制度改革項目には、本来、国の役割であるべき社会保障制度改革や地方財政計画のさらなる見直し等があると聞き及んでいます。

一方、全世帯への火災警報機設置の義務化法、国庫補助率削減を伴う児童手当法改正、国民保護法による条例制定と組織化を求める法律など、市民の議論や意識醸成を待たない施策の強制措置は、地方分権の確立の理念にはほど遠い感があります。

政府及び国会におかれては、真の地方分権の確立を推進されるよう強く要望する。

記

1. 今後とも、地方交付税制度の根幹である「財政力の格差是正」と「財源保障機能」を堅持すること。
2. 法律の立案と制定においては、地方自治体への影響の実態を熟慮され、真に地方分権の推進に資するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月22日

岐阜県郡上市議会議長

意見書提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

行革担当大臣 様